

## 2. 基本的データ

### (1) 概況

#### ①人口及び面積

本調査の対象地域である、ドイツ連邦、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ザクセン州、ハンブルク州（特別市）の4州、デュッセルドルフ、シュツットガルト、ドレスデンの3都市の人口と面積は以下のとおりである。

ドイツの16州のうち人口が1,000万人を超える州は3州あり、このうちノルトライン＝ヴェストファーレン州が最大の人口（約1,800万人）を擁している。バーデン＝ヴュルテンベルク州の人口は約1,100万人で、3番目に人口の多い州となっている。

図表 調査対象地域の人口と面積

(2011年12月31日現在)

		人口（人）	面積（km <sup>2</sup> ）
連邦		81,843,743	357,121
州	ノルトライン＝ ヴェストファーレン	17,841,956	34,098
	バーデン＝ ヴュルテンベルク	10,786,227	35,677
	ザクセン	4,137,051	18,420
	ハンブルク	1,798,836	755
主要都市	デュッセルドルフ	592,393	217
	シュツットガルト	613,392	207
	ドレスデン	529,781	328

資料：Statistische Ämter des Bundes und der Länder

## ②主要産業

連邦、各州、各都市圏の被用者数が上位（連邦は上位 5 つ、州・都市は 3 つ）の産業を抽出し、それぞれについて被用者数、企業数を整理した。

連邦全体では、被用者数がもっとも多いのは「製造」で、次いで「商業」「医療・社会福祉」となっている。ただし企業数で見ると、もっとも多いのは「商業」で、次いで「専門職・科学技術研究」となっている

しかし、本調査の対象州であるノルトライン＝ヴェストファーレン州では、企業数、被用者数とも「製造」よりも「行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽」および「商業・交通・料飲食業・情報通信」のほうが多く、経済のサービス化が進んでいる。もうひとつの対象州であるバーデン＝ヴュルテンベルク州でも、被用者数がもっとも多いのは「行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽」であり、次いで「製造」となっている。

図表 州別主要産業の概要

		主要業種	被用者数 (千人)	企業数 (社)
連邦		1 製造	6,455	258,222
		2 商業	4,102	691,757
		3 医療・社会福祉	3,453	235,666
		4 行政サービス・他の補助サービス	1,853	186,469
		5 専門職・科学技術研究	1,513	495,043
州	ノルトライン＝ ヴェストファーレン	1 行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽	2,507	180,873
		2 商業・交通・料飲食業・情報通信	2,121	276,882
		3 製造	1,411	55,553
	バーデン＝ ヴュルテンベルグ	1 行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽	1,427	113,687
		2 製造	1,381	45,670
		3 商業・交通・料飲食業・情報通信	1,229	172,043
	ザクセン	1 行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽	554	47,275
		2 製造	307	14,719
		3 商業・交通・料飲食業・情報通信	276	59,189
	ハンブルク	1 商業・交通・料飲食業・情報通信	339	37,289
		2 行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽	286	16,181
		3 金融・不動産・事業者向けサービス	251	31,778
主要 都市	デュッセルドルフ	1 商業・交通・料飲食業・情報通信	138	13,220
		2 金融・不動産・事業者向けサービス	136	13,509
		3 行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽	126	9,021
	シュツットガルト	1 行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽	144	8,179
		2 金融・不動産・事業者向けサービス	117	11,093
		3 商業・交通・料飲食業・情報通信	95	10,039
	ドレスデン	1 行政サービス・教育・医療福祉・余暇娯楽	106	6,549
		2 金融・不動産・事業者向けサービス	59	6,639
		3 製造	30	1,229

注： 企業数は 2010 年末現在、被用者数は 2011 年（年間平均）である。

資料： Statistisches Bundesamt

Statistische Ämter des Bundes und der Länder

## (2) 経済の概況

### ①域内総生産

連邦では、名目国内総生産は 2009 年にはリーマンショックの影響などから減少しているが、その後回復し、2012 年には 2.7 兆ユーロとなっている。

本調査の対象州では、ノルトライン＝ヴェストファーレン州の域内総生産額がもっとも大きく、全国の約 22%（2010 年）を占めている。バーデン＝ヴュルテンベルク州は、全国の 14%程度である。一方、比較対象であるザクセン州は全国の約 3.6%で、ノルトライン＝ヴェストファーレン州の 5 分の 1 程度の規模にすぎない。ザクセン州は旧東ドイツ領に属しており、東西の経済規模には未だに大きな差が存在する。

図表 域内総生産の推移

(単位：10億ユーロ)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012
連邦		2,428.50	2,473.80	2,374.20	2,495.00	2,609.90	2,666.40
州	ノルトライン＝ ヴェストファーレン	-	554.11	528.69	548.49	-	-
	バーデン＝ ヴュルテンベルク	-	363.78	336.52	359.29	-	-
	ザクセン	-	92.06	89.46	91.73	-	-
	ハンブルク	-	92.27	88.02	92.17	-	-
主要都市	デュッセルドルフ	-	41.00	38.89	39.93	-	-
	シュツットガルト	-	37.87	34.91	37.96	-	-
	ドレスデン	-	15.49	14.93	15.30	-	-

注： 2011 年に国民経済計算の算出方式が変更されたため、新方式にて再計算されたデータを用いている。なお、州・主要都市については、2007 年以前について再計算されたデータが存在せず（旧方式でのデータは 2009 年まで）、また、2011 年以降はまだデータが公表されていない。

資料： Statistische Ämter der Länder

## ②人口一人当たり域内総生産

連邦では、人口一人当たり国内総生産は 2009 年に減少したものの、その後回復傾向にあり、2011 年には 31,914 ユーロ/人と、既に 2008 年の水準を上回っている。

調査対象州では、バーデン＝ヴュルテンベルク州は全国の水準を上回って推移している。ノルトライン＝ヴェストファーレン州は、全国とほぼ同水準である。一方、比較対象であるザクセン州では、2010 年の一人当たり域内総生産は 22,073 ユーロ/人であり、全国の 7 割程度の水準にとどまっている。都市州であるハンブルク州では人口一人当たりの域内総生産は高水準となっており、51,778 ユーロ/人と全国の約 1.7 倍である。

主要都市では、デュッセルドルフ、シュツットガルトとも人口一人当たり域内総生産額は大きく、それぞれ全国の 2.2 倍、2.1 倍の水準に達している。

図表 人口一人当たり域内総生産（名目）の推移

(単位：ユーロ/人)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012
連邦		29,521	30,124	28,998	30,517	31,914	32,550
州	ノルトライン＝ ヴェストファーレン	-	30,839	29,543	30,721	-	-
	バーデン＝ ヴュルテンベルク	-	33,835	31,313	33,427	-	-
	ザクセン	-	21,891	21,410	22,073	-	-
	ハンブルク	-	52,085	49,505	51,778	-	-
主要都市	デュッセルドルフ	-	71,312	66,510	68,007	-	-
	シュツットガルト	-	63,270	58,106	62,965	-	-
	ドレスデン	-	30,435	29,084	29,475	-	-

注： 2011 年に国民経済計算の算出方式が変更されたため、新方式にて再計算されたデータを用いている。なお、州・主要都市については、2007 年以前について再計算されたデータが存在せず（旧方式でのデータは 2009 年まで）、また、2011 年以降はまだデータが公表されていない。

資料： Statistische Ämter der Länder

### ③人口一人当たり国民所得

連邦では、人口一人当たり国民所得は 2009 年に減少したものの、その後は順調に回復している。2010 年の時点で既に 2008 年の水準を上回っており、2012 年には 33,327 ユーロ／人に達している。

図表 人口一人当たり国民所得の推移

(単位：ユーロ／人)

	2007	2008	2009	2010	2011	2012
連邦	30,030	30,475	29,722	31,183	32,636	33,327

注 州・都市については、国民所得データは公表されていない。

資料： Statistisches Bundesamt

### ④消費者物価指数

連邦では、2007 年から 2012 年までの 5 年間、消費者物価指数は一貫して上昇傾向にあり、増加幅は 8.0 ポイントとなっている。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州でも消費者物価指数を公表しているが、連邦全体とほぼ同様の推移を見せている。同州での 2007 年から 2012 年までの増加幅は 7.7 ポイントであった。

図表 消費者物価指数の推移

		2007	2008	2009	2010	2011	2012	備考 (基準年)
連邦		96.1	98.6	98.9	100.0	102.1	104.1	2010=100
州	ノルトライン＝ ヴェストファーレン	96.2	98.7	98.9	100.0	102.1	103.9	2010=100
	バーデン＝ ヴュルテンベルク	-	-	-	-	-	-	
	ザクセン	-	-	-	-	-	-	
	ハンブルク	-	-	-	-	-	-	
主要 都市	デュッセルドルフ	-	-	-	-	-	-	
	シュツットガルト	-	-	-	-	-	-	
	ドレスデン	-	-	-	-	-	-	

注： バーデン＝ヴュルテンベルク、ザクセン、ハンブルクの諸州および調査対象都市では、消費者物価指数は公表されていない。

資料： Statistisches Bundesamt, Information und Technik Nordrhein-Westfalen

### ⑤失業率

連邦全体での失業率は、2009年には増加を見たもののその後は減少に転じ、2012年には6.8%となっている。

調査対象州でもおおむね連邦と同様の推移を見せている。2012年の失業率はノルトライン＝ヴェストファーレン州では8.1%と連邦よりも高水準となっている。一方、バーデン＝ヴュルテンベルク州では同3.9%と、連邦を下回っている。比較対象州では、ザクセン州が9.8%、ハンブルク州が7.5%で、いずれも連邦よりも高くなっている。

都市では、シュツットガルトが5.6%と連邦よりも低い水準となっているが、デュッセルドルフ、ドレスデンではそれぞれ8.9%、9.1%と、連邦全体での水準を上回る失業率となっている。

図表 失業率の推移

(年間平均、単位：%)

		2007	2008	2009	2010	2011	2012
連邦		9.0%	7.8%	8.2%	7.7%	7.1%	6.8%
州	ノルトライン＝ ヴェストファーレン	9.5%	8.5%	8.9%	8.7%	8.1%	8.1%
	バーデン＝ ヴュルテンベルク	4.9%	4.1%	5.1%	4.9%	4.0%	3.9%
	ザクセン	16.0%	12.8%	12.9%	11.8%	11.6%	9.8%
	ハンブルク	9.2%	8.1%	8.6%	8.2%	7.8%	7.5%
主要 都市	デュッセルドルフ	11.6%	9.6%	9.6%	9.5%	9.0%	8.9%
	シュツットガルト	6.5%	5.3%	6.4%	6.4%	5.5%	5.6%
	ドレスデン	-	-	11.6%	11.3%	10.0%	9.1%

資料：Statistische Ämter der Länder

### (3) 企業活動の概要

#### ①法人制度の概要

ドイツ法に基づく会社形態は、法人格を持つ資本会社（Kapitalgesellschaften）と、独自の法人格を持たない人的会社（Personengesellschaften）とに分けられる。

資本会社の場合には納税義務を負うのは会社であるが、人的会社では会社そのものに法人としての納税義務は発生せず、個々の出資者が納税義務を負う。課税対象になる利益額は、会社全体として計算された後、個々の出資者の出資額に応じて分配される。ただし、営業税は人的会社そのものに納税義務がある。

また、ドイツ国内に会社を設立するにあたっては、欧州連合の会社法に基づく会社形態（欧州経済利益団体、欧州協同組合、欧州会社）を採用することも可能である。

以下では、ドイツ法に基づく各会社形態の概要について述べる。

#### 1) 資本会社

##### a. 株式会社（Aktiengesellschaft : AG）

会社法に基づいて設立される資本会社である。最低資本金は 50,000 ユーロ。単独出資者による設立も可能である。

##### b. 有限会社（Gesellschaft mit beschränkter Haftung : GmbH）

有限会社法に基づいて設立される資本会社である。最低資本金は 25,000 ユーロ。持分（出資持分）の譲渡が自由ではなく、譲渡にあたって公証手続きが必要となる。

ドイツにおいてはもっとも一般的な会社形態で、中小企業のほとんどが有限会社形態を採用している。

##### c. 有限責任事業会社（Unternehmensgesellschaft : UG）

2008 年の有限会社法改正によって新たに導入された会社形態で、法形態としては有限会社であるが、資本金 1 ユーロで設立することが可能な「ミニ有限会社（mini-GmbH）」である。資本金が 25,000 ユーロ（有限会社の最低資本金）に達するまでは、毎年、当期利益の 4 分の 1 以上を法定資本準備金に繰り入れることが義務付けられている。

##### d. 株式合資会社（Kommanditgesellschaft auf Aktien : KGaA）

株式法に基づく資本会社で、無限責任出資者と、有限責任出資者の両方によって構成され、このうち無限責任出資者が経営の支配権を有するのが特徴である。株式市場での資金調達が可能である一方で、出資額が少なくても無限責任出資者となれば経営を支配できるため、同族経営の企業に適しているといわれる。また、資本会社が無限責任出資者となって株式合資会社を設立することも可能である。

## 2) 人的会社

### a. 合名会社 (offene Handelsgesellschaft : OHG)

商法第 105 条～第 160 条の規定に基づく人的会社である。原則として独自の法人格を持たないが、各種の権利の取得や債務の計上、土地所有あるいは土地に関するその他の物権的行為への関与、提訴・訴追の主体となる、といった部分的な権利能力を有している。

出資者は無限責任を負う複数の自然人または法人である。合名会社のうち、出資者に有限会社が含まれるものを「有限合名会社 (GmbH & Co. OHG)」、株式会社が含まれるものを「有限株式会社 (AG & Co. OHG)」という。

### b. 合資会社 (Kommanditgesellschaft : KG)

商法第 161 条～第 177a 条の規定に基づく人的会社である。合名会社と同様に、原則として独自の法人格を持たないが、各種の権利の取得や債務の計上、土地所有あるいは土地に関するその他の物権的行為への関与、提訴・訴追の主体となる、といった部分的な権利能力を有している。

合名会社と異なり、無限責任出資者と有限責任出資者とが并存し、通常は無限責任出資者が経営を執行する。

合資会社のうち、無限責任出資者に有限会社が含まれるものを「有限合資会社 (GmbH & Co. KG)」、株式会社が含まれるものを「有限株式会社 (AG & Co. KG)」という。有限合資会社や有限株式会社は、無限責任出資者におけるリスクを有限会社・株式会社への出資金までに限定できる一方で、設立が簡単、最低資本金を調達する必要がない、といった人的会社としてのメリットを享受することができるので、特に有限株式会社は多く採用されている。

### c. 民法上の組合 (Gesellschaften bürgerlichen Rechts : GbR)

民法第 705 条～第 740 条の規定に基づく人的会社である。設立にあたっては、2 人以上の出資者が必要である。設立時には定款を作成することが奨励されているが、定款の作成は設立要件ではない。

民法上の組合には商業登記の必要はないが、年間売上額が 25 万ユーロ、利益が 2 万 5,000 ユーロを超えると、合名会社として商業登記を行うことが必要になる。また、民法上の組合が商業活動を行う場合は、管轄の事業当局に営業登録を行う義務がある。



図表 法人制度の概要

	株式会社 AG	有限会社 GmbH	有限責任事業 会社 UG	株式合資会社 KGaA	合名会社 OHG	合資会社 KG	民法上の組合 GbR
形態	資本公司				人的会社		
責任範囲	有限責任	有限責任	有限責任	無限責任出資者：無限責任 有限責任出資者：有限責任	無限責任	無限責任出資者：無限責任 有限責任出資者：有限責任	無限責任
登録	商業登記および営業登録が必要						商業登記は不要 (注) 営業登録は必要
課税	法人に対して課税				個々の出資者に対して課税（営業税を除く）		
出資者等	出資者社員 1 人以上	出資者社員 1 人以上	出資者社員 1 人以上	無限責任社員 1 人以上、および有限責任社員 1 人以上	出資者 2 人以上	無限責任社員 1 人以上、および有限責任社員 1 人以上	出資者 2 人以上
最低 資本金	50,000 ユーロ	25,000 ユーロ	1 ユーロ	50,000 ユーロ	必要なし	必要なし	必要なし

注) 年間売上額が 25 万ユーロ、利益が 2 万 5,000 ユーロを超えると、合名会社として商業登記を行う必要がある。

資料：ドイツ貿易・投資振興機関（GTAI）などを参考に作成

法形態別の事業者数については、2011年時点での付加価値税の課税事業者に限定されたものではあるが、下図表のようなデータがある。

これによるとドイツでは、個人商人（Einzelgewerbetreibende）の形態をとる事業者がもっとも多く、全体の50.8%を占める。次いで有限会社（15.8%）、自由業（9.1%）、民法上の組合（6.4%）合資会社（4.7%）が多くなっている。合資会社のほとんどは、有限会社が無限責任社員として資本参加する有限合資会社である。

株式会社は全国で8千社弱であり、割合では全体の0.2%に過ぎない。

図表 法形態別事業者数（付加価値税課税業者：2011年）

	付加価値税 課税事業者数 (注)	構成比
<b>資本公司</b>	<b>508,949</b>	<b>16.2%</b>
株式会社	7,822	0.2%
有限会社	495,733	15.8%
有限責任事業会社	5,187	0.2%
株式合資会社	118	0.0%
その他	89	0.0%
<b>人的会社</b>	<b>420,002</b>	<b>13.4%</b>
合名会社	17,039	0.5%
うち：有限合名会社	600	0.0%
株式合名会社	501	0.0%
合資会社	146,519	4.7%
うち：有限合資会社	127,242	4.1%
株式合資会社	650	0.0%
民法上の組合	202,051	6.4%
その他	54,393	1.7%
<b>自然人と個人事業主</b>	<b>2,211,766</b>	<b>70.4%</b>
家内工業	1,187	0.0%
その他の個人商人	1,595,452	50.8%
農林業	55,150	1.8%
自由業	285,879	9.1%
その他、個人で操業する者	84,890	2.7%
組合への出資者	20,984	0.7%
その他の自然人	168,224	5.4%
<b>合計</b>	<b>3,140,717</b>	<b>100.0%</b>

注) 付加価値税の申告免除対象となる年間売上高が17,500ユーロ未満の事業者は含まれていない。

資料：Statistische Bundesamt

企業の法形態と従業員規模との関連については、2013年のもののみであるが、下図表のようなデータがある。

これによると、規模の大きい事業者でも人的会社の形態を採用している例が多いことが見て取れる。従業員数50～249人の事業者では62.5%、従業員数250人以上の事業者では63.0%が、人的会社となっている。

なお、前ページの図表「法形態別事業者数（付加価値税課税業者：2011年）」では資本会社の数が約50万社であるのに対し、下図表では資本会社の数は約45万社と、5万社程度の差があるが、これは近年のドイツにおいて事業者数自体が減少していること（2010年には全国で約384万の事業者があったが、2013年には約365万と20万社近く減少している）を反映しているものと考えられる。

図表 法形態別・従業員規模別事業者数（2013年）

	合計 (注1)	従業員数別事業者数			
		0～9人	10～49人	50～249人	250人以上
資本会社	448,761 12.3%	386,978 11.6%	47,425 18.3%	11,787 21.0%	2,571 20.5%
人的会社	643,825 17.6%	469,792 14.1%	130,993 50.7%	35,134 62.5%	7,906 63.0%
個人事業主（注2）	2,326,230 63.7%	2,270,161 68.3%	53,929 20.9%	2,056 3.7%	84 0.7%
その他	230,581 6.3%	195,159 5.9%	26,215 10.1%	7,222 12.9%	1,985 15.8%
合計	3,649,397 100.0%	3,322,090 100.0%	258,562 100.0%	56,199 100.0%	12,546 100.0%

注1) 登記事業者のうち、課税対象となる売上高がある、および／または社会保険料の支払対象となる従業員が存在する事業者のみが集計対象となっている。

注2) 年間売上額が25万ユーロ、利益が2万5,000ユーロを超える個人事業主には商業登記を行うことが義務付けられている。

資料： Statistische Bundesamt

## ②業種別企業数

連邦レベルでは、事業者の数がもっとも多いのは「卸売・小売・自動車修理」で約 78.1 万社、次いで「専門職・科学技術研究」の 50.7 万社、「建設」の 38.8 万社と続いている。

ノルトライン＝ヴェストファーレン州では「卸売・小売・自動車修理」が 16.8 万社でもっとも多く、「専門職・科学技術研究」の 10.9 万社、「建設」の 7.2 万社と続く。バーデン＝ヴュルテンベルク州では、「卸売・小売・自動車修理」の 10.3 万社、「専門職・科学技術研究」の 7.0 万社、「不動産」の 4.9 万社の順に多い。ザクセン州、ハンブルク州でもほぼ同様の傾向である。

都市別でもこの傾向は変わらず、デュッセルドルフでは「専門職・科学技術研究」の約 8.6 千社、「卸売・小売・自動車修理」の 7.0 千社、「不動産」の 3.9 千社の順に多く、シュツットガルトでも「専門職・科学技術研究」の約 7.3 千社、「卸売・小売・自動車修理」の 5.0 千社、「不動産」の 2.9 千社の順となっている。

図表 業種別事業者数（2010年）

（2010年12月31日現在、単位：社）

業種	連邦	州				主要都市		
		ノルトライ ン＝ ヴェスト ファーレン	バーデン＝ ヴュルテン ベルク	ザクセン	ハンブルク	デュッセル ドルフ	シュツット ガルト	ドレスデン
鉱業・採石業	2,767	391	322	125	8	4	2	6
製造	267,017	55,553	45,670	14,719	3,523	1,496	1,325	1,229
電機・ガス・蒸気・ 空調供給	40,582	5,920	5,716	943	268	66	69	88
上下水道・廃棄物 処理・矯正活動	14,352	2,465	1,858	805	205	47	42	60
建設	388,029	71,900	47,260	28,475	6,393	2,339	2,137	2,474
卸売・小売・ 自動車修理	781,408	167,772	102,915	36,984	18,628	7,087	5,012	4,111
運輸・倉庫	136,365	26,020	16,441	6,920	6,403	1,455	1,146	688
宿泊・飲食業	269,121	52,928	35,561	10,883	5,637	2,639	2,063	1,369
情報通信	136,163	30,162	17,126	4,402	6,621	2,039	1,818	1,043
金融・保険	88,308	16,537	12,797	4,533	2,481	1,039	875	647
不動産	314,602	70,965	48,892	10,232	8,261	3,911	2,879	1,561
専門職・科学技術研究	506,829	109,106	69,501	21,332	21,036	8,559	7,339	4,431
行政サービス・ 他の補助サービス	199,358	44,737	23,088	12,175	5,787	2,516	1,848	1,729
教育	87,935	16,855	11,911	4,235	2,032	711	674	497
医療・社会福祉	245,495	50,377	30,463	13,676	6,057	2,183	1,962	1,795
芸術・娯楽・余暇	105,588	23,470	12,557	4,369	5,199	1,341	1,207	864
その他サービス	253,894	45,434	35,668	12,820	7,106	2,270	2,488	1,664
合計	3,837,813	790,592	517,746	187,628	105,645	39,702	32,886	24,256

注) 商業登記簿上の事業者数であり、年間売上額、利益額が基準を超える個人事業主が含まれる。

資料： Statistische Ämter der Länder

### ③従業員規模別企業数

連邦では、全事業者数 383.8 万社の 89.7%にあたる 344.2 万社が、従業員数 9 人以下の零細企業である。従業員 250 人以上の大企業は 1.2 万社で、全企業数の 0.3%にすぎない。

零細企業の数が圧倒的に多く、大企業が少ないという傾向は、調査対象州・都市のいずれにおいても同様である。どの州・都市でも従業員 9 人以下の事業者が 9 割前後を占め、従業員 250 人以上の事業者は全事業者の 0.5%以下となっている。

図表 従業員規模別事業者数 (2010 年)

(2010年12月31日現在、単位：社)

	連邦	州				主要都市		
		ノルトライ ン＝ ヴェスト ファーレン	バーデン＝ ヴュルテン ベルク	ザクセン	ハンブルク	デュッセル ドルフ	シュツット ガルト	ドレスデン
9人以下	3,441,739	708,243	464,303	165,718	95,133	35,785	29,295	21,356
10～49人	311,681	63,834	41,607	17,274	8,077	2,940	2,630	2,203
50～249人	72,226	15,684	10,044	4,136	1,995	761	787	600
250人以上	12,167	2,831	1,792	500	440	216	174	97
合計	3,837,813	790,592	517,746	187,628	105,645	39,702	32,886	24,256

注) 商業登記簿上の事業者数であり、年間売上額、利益額が基準を超える個人事業主が含まれる。

資料： Statistische Ämter der Länder

#### ④赤字・黒字企業の割合

世界的な企業財務データベース会社 ORBIS 社では、ドイツ企業の上場・非上場企業のうち約 248 万社あまり（2013 年 9 月現在、カバー率は全企業数の約 65%）の財務データをカバーしている。そのデータベースから 2012 年営業利益（EBIT<sup>3</sup>）が反映されている 2 万社程について赤字・黒字企業割合を見ると、ドイツ企業の黒字割合は 94.4%となっている。

これを、上場・非上場別に、赤字・黒字企業割合を見ると、上場企業の黒字企業割合が若干低くなっている。

図表 上場・非上場別の赤字・黒字企業とその割合（2012 年）  
（単位：社、%）

上場/ 非上場	合計	赤字・黒字企業数		黒字企業 の割合
		赤字企業 数	黒字企業 数	
上場企業	588	75	513	87.2%
非上場企業	19,504	1,037	18,467	94.7%
上場廃止企業	40	7	33	82.5%
合計	20,132	1,119	19,013	94.4%

資料：Orbis ドイツ企業財務データベース

<sup>3</sup> Earnings before interest and taxes (支払金利前税引前利益)

また、企業規模別の赤字・黒字企業の割合については、中小企業が若干黒字割合が低くなっているものの、零細企業も含めて、平均 94%の企業が黒字になっている。

図表 企業規模別の赤字・黒字企業とその割合 (2012 年)

(単位：社、%)

企業規模※	規模別計	赤字・黒字企業数		黒字企業の割合
		赤字企業数	黒字企業数	
最大手企業	5,356	222	5,134	95.9%
大手企業	8,523	263	8,260	96.9%
中小企業	3,876	460	3,416	88.1%
零細企業	2,377	174	2,203	92.7%
合計	20,132	1,119	19,013	94.4%

資料：Orbis ドイツ企業財務データベース

※企業規模の定義：

- ・ 最大手企業：売上高 1 億ユーロ、または総資産が 2 億ユーロ、または従業員 1 千人以上
- ・ 大手企業：売上高 1 千万ユーロ、または総資産が 2 千万ユーロ、または従業員 150 人以上
- ・ 中小企業：売上高 100 万ユーロ、または総資産が 200 万ユーロ、または従業員 15 人以上
- ・ 零細企業：上記以外の企業



加えて、業種別の赤字・黒字企業の割合について見ると、「芸術・娯楽・余暇」「専門職・化学技術研究」「金融・保険」の黒字企業割合が 8 割台と低くなっているが、業種間での大きな違いは見られない。

図表 業種別の赤字・黒字企業とその割合 (2012 年)

(単位：社、%)

業種	業種別計	業種別計		黒字企業の割合
		赤字企業数	黒字企業数	
鉱業・採石業	51	4	47	92.2%
製造	4,377	143	4,234	96.7%
電機・ガス・蒸気・空調供給	485	29	456	94.0%
上下水道・廃棄物処理・矯正活動	276	8	268	97.1%
建設	2,126	33	2,093	98.4%
卸売・小売・自動車修理	4,446	88	4,358	98.0%
運輸・倉庫	862	68	794	92.1%
宿泊・飲食業	170	10	160	94.1%
情報通信	786	32	754	95.9%
金融・保険	486	81	405	83.3%
不動産	1,693	76	1,617	95.5%
専門職・科学技術研究	2,533	427	2,106	83.1%
行政サービス・他の補助サービス	1,031	41	990	96.0%
教育	80	6	74	92.5%
医療・社会福祉	292	28	264	90.4%
芸術・娯楽・余暇	141	27	114	80.9%
その他サービス	297	18	279	93.9%
合計	20,132	1,119	19,013	94.4%

資料: Orbis ドイツ企業財務データベース

### ⑤外国企業

持分保有や契約などによって外国の企業の支配を受けているドイツ企業の数 は 2010 年時点で 2.7 万社であり、全企業数の約 0.7%である。

業種別では、「卸売・小売・自動車修理」の企業が 8.7 千社ともっとも多く、次いで「製造」の 5.2 千社、「専門職・科学技術研究」の 3.8 千社となっている。

親会社の国籍別では、欧州が 2.0 万社でもっとも多く、全体の 75.0%を占めている。次いで北中米が 4.3 千社（全体の 15.9%）、アジアが 2.1 千社（全体の 7.9%）となっている。

図表 外国企業の支配を受けているドイツ国内企業（2010年）

		企業数 (社)	被用者数 (人)
産業別	鉱業・採石業	91	9,972
	製造	5,220	1,123,613
	電機・ガス・蒸気・空調供給	454	14,844
	上下水道・廃棄物処理・矯正活動	171	11,457
	建設	683	66,062
	卸売・小売、自動車修理	8,697	468,095
	運輸・倉庫	1,191	91,937
	宿泊・飲食業	504	86,188
	情報通信	1,995	132,579
	不動産	2,887	23,851
	専門職・科学技術研究	3,765	169,079
	行政サービス・他の補助サービス	1,236	271,305
	データ処理装置の修理	40	3,634
	合計	26,934	2,472,616
国籍別	欧州	20,220	1,716,832
	アフリカ	139	13,426
	北中米	4,277	592,640
	南米	40	1,341
	アジア	2,118	136,644
	オーストラリア・オセアニア	140	11,733
	世界計	26,934	2,472,616

注：州・都市については、外国企業に関するデータは公表されていない。

資料：Statistisches Bundesamt

(4) 財政規模

①連邦政府

1) 歳入構造

2005年度、2008年度、2011年度と、連邦政府の歳入、税収とも増加してきている。

2011年度の歳入総額は2,785億ユーロで、このうち税収が2,481億ユーロと89.1%を占めている。

図表 連邦政府の歳入内訳

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
歳入総額	228,400	270,500	278,500
税収	190,100	239,200	248,100
共同税（連邦分）	146,600	193,500	197,400
連邦税	83,600	86,300	99,100
税収からの控除額	-40,100	-40,600	-48,000
州への補充交付金	-14,600	-14,900	-12,100
その他州への交付金・保証金	-7,100	-6,700	-16,000
EUへの拠出金	-18,400	-19,000	-19,900
その他の歳入	38,300	31,200	30,500
連邦銀行からの支払	700	3500	2200
信用貸還流金（資本参加）	20400	7700	-
保証金、信用貸還流金および民営化収益の請求	-	-	5300
連邦雇用庁による失業手当代替費用	4600	-	-
連邦雇用庁による統合分担金	-	5000	4500
距離別トラック通行料	-	-	4500
その他	12,600	14,100	13,900

資料：Haushaltsrechnung des Bundes

## 2) 連邦政府の税収

連邦政府の税収は、共同税の連邦分と連邦税とから成る。両者の構成比は共同税が79.6%、連邦税が39.9%であった（2011年度）。

共同税のうち、収入額が大きい税目は売上税（2011年度には共同税の51.9%）と賃金税（同30.1%）である。連邦税では鉱油税／エネルギー税の割合が大きく、2011年度には連邦税の40.4%を占めていた。次いで、たばこ税（同14.5%）、連帯付加税（同12.9%）、保険税（同10.9%）となっている。

2005年度、2008年度、2011年度と、連邦政府の税収は増加しており、2011年度には2005年度の1.3倍に拡大している。

図表 連邦政府における税収内訳

単位：100万ユーロ

	2005	2008	2011
税収	190,100	239,200	248,100
共同税	146,600	193,500	197,400
賃金税	50,500	60,300	59,500
個人所得税	4,200	13,900	13,600
所得税（申告しないもの）	5,000	8,300	9,100
利子所得税・キャピタルゲイン税	3,100	5,900	3,500
法人税	8,200	7,900	7,800
売上税	74,100	95,800	102,400
営業税割当金	1,500	1,300	1,500
連邦税	83,600	86,300	99,100
鉱油税（2005）／エネルギー税（2008, 2011）	40,100	39,200	40,000
たばこ税	14,300	13,600	14,400
連帯付加税	10,300	13,100	12,800
保険税	8,700	10,500	10,800
電気税	6,500	6,300	7,200
火酒税	2,200	2,100	2,200
コーヒー税	1,000	1,000	1,000
発泡ワイン税	500	500	500
自動車税	-	-	8,400
その他の連邦税	-	2	1,800
歳出総額	259,800	282,300	296,200
社会保障	133,000	140,400	150,200
一般公共サービス	47,500	50,400	51,400
教育、科学、研究、文化	11,400	13,400	16,100
交通、通信	11,100	11,200	9,400
経済支援	6,400	5,800	5,800
その他	50,400	61,100	63,300

資料：Haushaltsrechnung des Bundes

### 3) 歳出構造

2005 年度、2008 年度、2011 年度と歳出額は拡大しているが、拡大幅はそれほど大きなものではない。2011 年度の歳出総額は 2,962 億ユーロで、2005 年度の 1.1 倍である。

歳出の大半を占めるのが社会保障費で、2011 年度には歳出の 50.7%を占めている。次いで一般公共サービスが 17.4%、教育、科学、研究、文化が 5.4%となっている。

図表 連邦政府における歳出内訳

単位：100 万ユーロ

	2005	2008	2011
歳出総額	259,800	282,300	296,200
社会保障	133,000	140,400	150,200
一般公共サービス	47,500	50,400	51,400
教育、科学、研究、文化	11,400	13,400	16,100
交通、通信	11,100	11,200	9,400
経済支援	6,400	5,800	5,800
その他	50,400	61,100	63,300

資料：Haushaltsrechnung des Bundes

## ②州政府

### 1) 歳入構造

歳入規模がもっとも大きいのはノルトライン＝ヴェストファーレン州で、560.1 億ユーロとなっている。

いずれの州においても歳入に占める割合がもっとも大きいのは租税・公課であるが、旧西ドイツ領にあるノルトライン＝ヴェストファーレン州、バーデン＝ヴュルテンベルク州、ハンブルク州ではいずれも税収の割合が 7 割前後であるのに対し、旧東ドイツ領にあるザクセン州では、税収の割合は 5 割程度であり、代わって交付金・補助金の割合が高くなっている。なお、ハンブルク州は、投資目的のものを除き、2011 年度には交付金・補助金を受けていない。

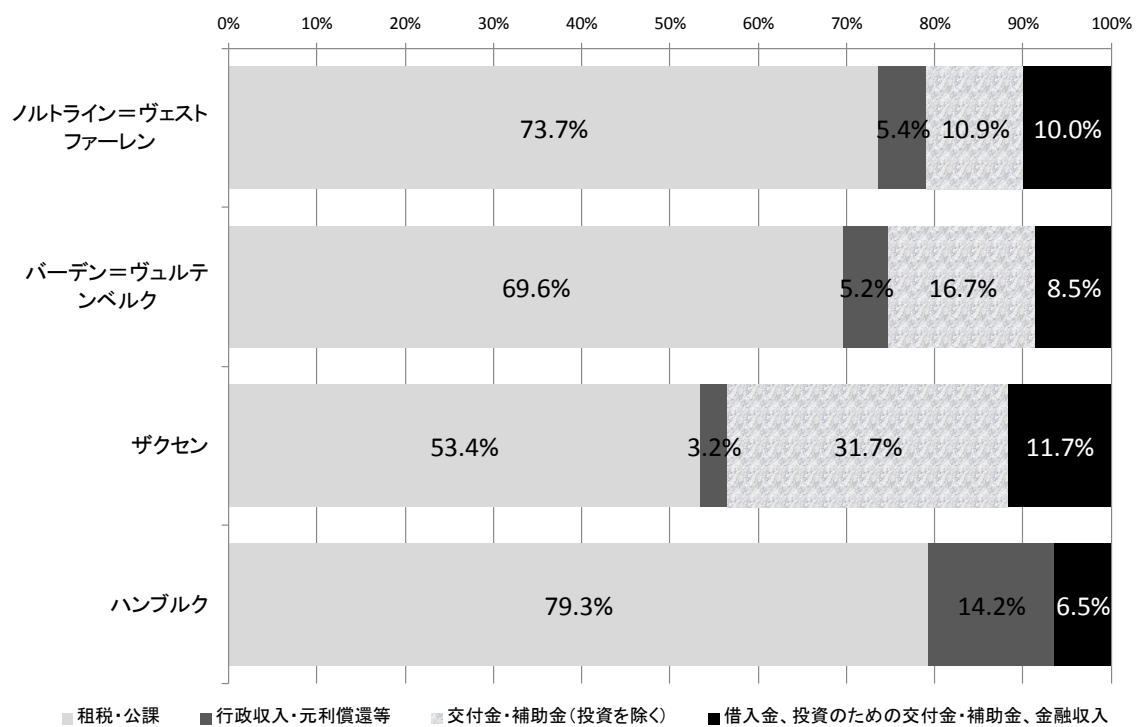
図表 州政府における歳入内訳（2011 年度）

単位：百万ユーロ

	ノルトライン＝ ヴェストファー レン	バーデン＝ ヴュルテンベル ク	ザクセン	ハンブルク
租税・公課	41,265	27,414	8,985	8,716
行政収入・元利償還等	3,051	2,032	531	1,566
交付金・補助金（投資を除く）	6,100	6,561	5,331	0
借入金、投資のための交付金・ 補助金、金融収入	5,597	3,353	1,973	713
合計	56,013	39,360	16,819	10,996

資料：各州の年次会計報告

図表 州政府における歳入構成（2011年度）



資料：各州の年次会計報告

ノルトライン＝ヴェストファーレン州の歳入規模は拡大傾向にあり、2005年から2011年にかけて1.1倍となっている。2008年度には租税・公課の割合が8割程度と高く、その分、借入金、投資のための交付金・補助金、金融収入の割合が低くなっている。

図表 州政府における歳入内訳の推移（ノルトライン＝ヴェストファーレン州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
租税・公課	35,032.8	42,291.7	41,264.9
行政収入・元利償還等	4,139.5	2,788.1	3,050.9
交付金・補助金（投資を除く）	3,544.1	3,680.2	6,100.4
借入金、投資のための交付金・補助金、金融収入	7,884.6	2,526.7	5,597.0
合計	50,601.0	51,286.7	56,013.2

資料：年次会計報告

バーデン＝ヴュルテンベルク州の歳入規模も拡大傾向にあり、2005年から2011年にかけて1.2倍となった。2008年度には租税・公課の割合が8割程度と高く、その分、借入金、投資のための交付金・補助金、金融収入の割合が低くなっている。

図表 州政府における歳入内訳（バーデン＝ヴュルテンベルク州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
租税・公課	22,413.0	28,122.0	27,414.0
行政収入・元利償還等	2,307.0	1,960.0	2,032.0
交付金・補助金（投資を除く）	4,459.0	4,903.0	6,561.0
借入金、投資のための交付金・補助金、金融収入	2,798.0	1,306.0	3,353.0
合計	31,977.0	36,291.0	39,360.0

資料：年次会計報告



ザクセン州の歳入規模は 2011 年度には 168.2 億ユーロであり、2008 年度の 174.3 億ユーロよりも縮小している。

歳入に占める租税・公課の割合は高くなってきており、2005 年度には 46%であったものが 2008 年度、2011 年度には 50%を超えている。代わって、補助金・交付金の割合が 2005 年の 36%から 2011 年には 32%へと低下してきている。

また、2005 年度には純額で 3.5 億ユーロの信用借入があったものの、2008 年度、2011 年度には信用借入額は純額でマイナスに転じており、財政状況の改善が見られる。

図表 州政府における歳入内訳（ザクセン州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
租税・公課	7,160.2	9,242.7	8,984.8
行政収入・元利償還等	618.8	596.6	530.9
交付金・補助金（投資を除く）	5,710.5	6,076.9	5,330.7
投資のための交付金・補助金	1,857.0	1,595.8	2,047.9
小計	15,346.5	17,511.9	16,894.3
純信用借入	353.2	-83.0	-75.0
合計	15,699.7	17,428.9	16,819.3

資料：年次会計報告

ハンブルク州の歳入規模は 2011 年度には 110.0 億ユーロであり、2008 年度の 114.3 億ユーロからは縮小している。

歳入に占める租税・公課の割合は、2005 年の 68%から 2011 年度には 79%に上昇している。代わって、交付金・補助金等の財政調整が縮小しているほか、信用借入も 2008 年度、2011 年度にはゼロとなっている。

図表 州政府における歳入内訳（ハンブルク州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
租税	7,063.8	8,766.1	8,716.4
その他の経常歳入	1,498.7	1,604.7	1,566.3
特別投資歳入	250.5	244.3	246.5
財政調整	318.5	447.3	0.0
信用借入	650.0	0.0	0.0
その他	539.6	367.6	466.6
合計	10,321.1	11,430.0	10,995.8

資料：年次会計報告

## 2) 州税収

ノルトライン＝ヴェストファーレン州の税収額は、2011 年度には 410.7 億ユーロで、2008 年度の 421.2 億ユーロよりも減少している。

2011 年度には、税収の 93%が共同税で、州税は 7%程度であった。共同税の内訳は個人所得税が 47%、付加価値税が 43%、法人所得税が 4%となっている。

図表 州政府における税収内訳（ノルトライン＝ヴェストファーレン州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
税収合計	34,700.3	42,118.2	41,070.5
共同税	29,984.6	37,396.6	38,189.5
個人所得税	14,698.4	19,173.2	18,266.6
賃金税	12,030.9	13,510.9	13,167.2
個人所得税	1,086.9	3,295.5	3,083.2
個人所得税（申告しないもの）	1,580.6	2,366.8	2,016.2
法人所得税	2,040.0	1,537.3	1,646.7
付加価値税	11,809.7	14,272.7	16,688.6
売上税	8,297.8	9,511.7	11,281.2
輸入売上税	3,068.9	4,311.9	4,947.5
地方貿易税（州への配分）	443.0	449.1	459.9
その他	1,436.5	2,413.5	1,587.7
営業税割当金	654.4	862.9	787.0
利子所得税	782.1	1,550.6	800.7
州税	4,715.7	4,721.8	2,881.0
相続税	1,014.7	1,084.3	1,058.2
不動産取得税	1,124.5	1,203.2	1,260.2
自動車税	1,823.4	1,871.8	-
くじ税	373.7	310.9	310.8
ビール税	206.7	191.0	184.4
その他	172.7	60.6	67.4

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：年次会計報告

バーデン＝ヴュルテンベルク州の税収額は 2011 年度には 273.0 億ユーロで、2008 年度の 280.0 億ユーロよりも減少している。

2011 年度には、税収の 93%が共同税で、州税は 7%程度であった。共同税の内訳は個人所得税が 54%、付加価値税が 38%、法人所得税が 2%となっている。

図表 州政府における税収内訳（バーデン＝ヴュルテンベルク州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
税収合計	22,228.0	28,003.0	27,294.0
共同税	19,345.0	24,820.0	25,333.0
個人所得税	9,564.0	13,086.0	13,595.0
賃金税	7,999.0	9,483.0	9,441.0
個人所得税	951.0	2,553.0	2,078.0
個人所得税（申告しないもの）	614.0	1,050.0	2,076.0
法人所得税	1,744.0	1,554.0	440.0
付加価値税	6,701.0	8,299.0	9,744.0
売上税	4,881.0	5,722.0	6,761.0
輸入売上税	1,820.0	2,577.0	2,983.0
地方貿易税（州への配分）	-	-	-
その他	1,336.0	1,882.0	1,554.0
営業税割当金	833.0	966.0	953.0
利子所得税	503.0	916.0	601.0
州税	2,883.0	3,183.0	1,961.0
相続税	568.0	809.0	750.0
不動産取得税	705.0	794.0	943.0
自動車税	1,242.0	1,283.0	-
くじ税	241.0	190.0	175.0
ビール税	55.0	50.0	44.0
その他	72.0	57.0	49.0

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：年次会計報告

ザクセン州の税収額は 2011 年度には 89.6 億ユーロで、2008 年度の 92.2 億ユーロよりも減少している。

2011 年度には、税収の 96%が共同税で、州税は 4%程度であった。共同税の内訳は付加価値税が 73%と他の 2 州よりも大きな割合を占め、次いで個人所得税が 23%、法人所得税が 2%となっている。

図表 州政府における税収内訳（ザクセン州）

位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
税収合計	7,143.0	9,221.9	8,963.3
共同税	6,437.8	8,461.9	8,613.7
個人所得税	1,038.0	1,860.3	2,010.4
賃金税	1,227.2	1,667.2	1,720.8
個人所得税	-261.8	81.0	170.9
個人所得税（申告しないもの）	72.6	112.1	118.7
法人所得税	81.1	240.3	154.8
付加価値税	5,224.2	6,226.2	6,313.3
売上税	5,224.2	6,226.2	6,313.3
輸入売上税	-	-	-
地方貿易税（州への配分）	-	-	-
その他	94.6	135.0	134.9
営業税割当金	58.2	57.9	76.1
利子所得税	36.4	77.1	58.8
州税	705.2	760.0	349.6
相続税	19.4	24.6	23.3
不動産取得税	137.6	200.9	188.3
自動車税	392.8	395.2	-
くじ税	65.9	53.2	50.7
ビール税	73.4	72.8	69.5
その他	16.1	13.3	17.8

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：年次会計報告

ハンブルク州の税収額は 2011 年度には 87.2 億ユーロで、2008 年度の 87.7 億ユーロからはほぼ横ばいであった。

2011 年度には、税収の 65%が共同税、8%が州税、28%が市税であった。共同税の内訳は個人所得税が 64%、付加価値税が 28%、法人所得税が 4%となっている。

図表 州政府における税収内訳（ハンブルク州）

位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
税収合計	7,063.8	8,766.1	8,716.4
共同税	4,618.5	5,853.2	5,626.6
個人所得税	2,822.4	4,056.8	3,623.7
賃金税	2,139.0	2,459.2	2,419.7
個人所得税	491.9	1,062.1	841.4
個人所得税（申告しないもの）	191.5	535.5	362.6
法人所得税	593.8	217.6	237.0
付加価値税	1,070.5	1,368.3	1,596.0
売上税・輸入税	1,070.5	1,368.3	1,596.0
その他	131.8	210.5	169.9
利子所得税	131.8	210.5	169.9
州税	588.6	925.0	660.5
相続税	157.2	431.0	265.3
不動産取得税	181.4	233.8	311.7
自動車税	149.3	159.6	-
くじ税	75.7	71.6	60.8
ビール税	20.4	13.6	11.2
その他	4.6	15.4	11.5
市税	2,175.1	2,435.1	2,401.9
営業税	1,666.4	1,881.4	1,810.6
不動産税A+B	384.2	399.2	409.9
付加価値税（市町村配分）	111.5	134.5	143.4
その他	13.0	20.0	38.0
州間財務調整	-318.5	-447.3	-27.6

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：ハンブルク州財務局

なお、ドイツの各州において、独自課税は存在しない<sup>4</sup>。

<sup>4</sup> 独自課税ではないが、各州では教会税を課している（税率は所得税率の8~9%）。

### 3) 歳出構造

ノルトライン＝ヴェストファーレン州の歳出は、2005 年度から 2011 年度にかけて拡大傾向にあり、2011 年度には 560.1 億ユーロであった。

部門別では一般的な財務の歳出額がもっとも大きく、全体の 27%を占めている。次いで教育省が 26%、経済・エネルギー・建設・居住・交通省が 11%となっている。

図表 州政府における歳出内訳（ノルトライン＝ヴェストファーレン州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
歳出総額	50,601	51,287	56,013
州議会	86	84	95
首相府	204	290	117
内務省	4,110	4,238	4,574
法務省	3,126	3,214	3,503
教育省	12,130	12,824	14,455
革新・科学・調査・技術省	5,568	5,296	6,128
経済・エネルギー・建設・居住・交通省	-	-	3,776
経済・中小企業・エネルギー省	896	929	-
環境保護・自然保護・地方経済・消費者保護省	930	807	783
労働・健康・社会保障省	2,494	2,866	-
労働・統合・社会保障省	-	-	2,327
財務省	2,334	1,769	1,930
地方会計検査院	36	36	38
建設・交通省	2,978	2,664	-
世代・家族・女性・統合省	1,375	1,394	-
家族・子供・若者・文化・スポーツ省	-	-	2,119
健康・解放・看護・年齢省	-	-	893
一般的な財務	14,334	14,873	15,274

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：年次会計報告

バーデン＝ヴュルテンベルク州の歳出は、2005 年度から 2011 年度にかけて拡大傾向にあり、2011 年度には 385.9 億ユーロであった。

分野別では教育制度・学問・研究・文化的課題での歳出額がもっとも大きく、全体の 36%を占めている。次いで、一般的な財務が 33%、一般公共サービスが 14%となっている。

図表 州政府における歳出内訳（バーデン＝ヴュルテンベルク州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
歳出総額	31,976	35,547	38,587
一般公共サービス	4,943	5,075	5,592
教育制度・学問・研究・文化的課題	11,415	12,194	13,982
社会保障・戦後処理・社会的課題・賠償	1,018	1,001	1,186
健康・環境・スポーツ・休養	608	641	855
住宅制度・都市開発・国土整備・地方共同体業務	228	297	330
食生活・農耕・森林	440	348	362
エネルギー事業・水事業・産業・事務業務	404	405	579
交通制度・報道制度	1,652	1,720	1,823
営利企業・一般的・土地資産・資本金・その他資産	789	732	1,047
一般的な財務	10,479	13,134	12,831

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：年次会計報告



ザクセン州の歳出は、2011 年度には 165.0 億ユーロであり、2008 年度の 169.9 億ユーロよりもわずかに減少している。

分野別では教育制度・学問・研究・文化的課題での歳出額がもっとも大きく、全体の 27% を占めている。次いで、一般的な財務が 21%、一般公共サービスが 16%、社会保障・戦後処理・社会的課題・賠償が 15% となっている。

図表 州政府における歳出内訳（ザクセン州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
歳出総額	15,700	16,993	16,502
一般公共サービス	2,644	2,755	2,580
教育制度・学問・研究・文化的課題	4,229	4,476	4,458
社会保障・戦後処理・社会的課題・賠償	1,196	1,175	2,448
健康・環境・スポーツ・休養	302	392	280
住宅制度・都市開発・国土整備・地方共同体業務	401	299	391
食生活・農耕・森林	396	248	337
エネルギー事業・水事業・産業・事務業務	1,017	867	950
交通制度・報道制度	1,049	1,124	975
営利企業・一般的・土地資産・資本金・その他資産	406	233	587
一般的な財務	4,061	5,423	3,497

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：年次会計報告

ハンブルク州の歳出は、2011年度には110.0億ユーロであり、2008年度の114.3億ユーロよりもわずかに減少している。

部門別では労働・社会・家庭・統合局での歳出額がもっとも大きく、全体の22%を占めている。次いで、学校・職業教育局が19%、一般財務管理が14%となっている。

図表 州政府における歳出内訳（ハンブルク州）

単位：百万ユーロ

	2005	2008	2011
歳出総額	10,321	11,430	10,996
議会、憲法裁判所、会計検査院	34	38	40
州首相府、人事院	108	114	120
ハンブルク中央区役所	142	174	217
アルトナ区役所	100	113	130
アイムスビュッテル区役所	82	95	110
ハンブルク北区役所	120	130	149
ヴァンツベーク区役所	132	153	184
ベルゲドルフ区役所	59	66	77
ハーブルク区役所	100	91	100
司法局	488	476	-
司法・平等局	-	-	331
教育・スポーツ局	1,676	1,843	-
学校・職業教育局	-	-	2,055
科学・健康局	1,052	-	-
科学・研究局	-	880	813
文化・スポーツ・メディア局	-	191	-
文化局	216	-	246
社会・家庭局	1,779	-	-
社会・家庭・健康・消費者保護局	-	2,195	0
労働・社会・家庭・統合局	-	-	2,421
健康・消費者保護局	-	-	-
都市開発・環境局	787	959	943
経済・労働局	382	660	-
経済・交通・技術革新局	-	-	230
内務局	918	966	-
内務・スポーツ局	-	-	948
財務局	361	379	383
一般財務管理	1,785	1,906	1,497

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：ハンブルク州財務局

### ③都市政府

#### 1) 歳入構造

財政規模はデュッセルドルフが 21.6 億ユーロ、シュツットガルトが 24.2 億ユーロであるのに対し、ドレスデンは 13.1 億ユーロとなっている。

デュッセルドルフでは租税・公課が歳入の 60%を占め、交付金・補助金は 9%である。シュツットガルトでは歳入の 47%が租税・公課、27%が交付金・補助金となっている。これに対し、ドレスデンは租税・公課が 38%、交付金・補助金が 35%と、デュッセルドルフ・シュツットガルトに比べて租税・公課の割合が小さく、交付金・補助金の割合が大きくなっている。

図表 都市別歳入内訳（2011 年度）

単位：百万ユーロ

	デュッセルドルフ	シュツットガルト	ドレスデン
歳入総額	2,164.9	2,416.0	1,306.0
経常収入	2,164.9	2,343.0	1,211.5
租税・公課	1,303.8	1,129.0	501.3
交付金・補助金	192.2	653.0	463.2
その他の財源移譲	28.2	35.8	6.3
公共料金・その他の公課	-	79.2	93.3
事業収入	155.4	54.2	27.9
金融収益	2.6	127.8	13.2
その他の収入	482.7	264.0	106.2
特別収入	0.0	73.0	94.5

資料：年次会計報告

## 2) 税収

税収は、デュッセルドルフの 11.8 億ユーロ、シュツットガルトの 11.3 億ユーロに対し、ドレスデンは 5.0 億ユーロである。

共同税と市税の割合は、3 市ともほぼ 3 対 7 で共通している。また、共同税の約 8 割が所得税、約 2 割が付加価値税というのも共通している<sup>5</sup>。

市税の内訳を見ると、デュッセルドルフでは営業税が 83%、不動産税が 16%であり、3 市の中で営業税の割合がもっとも大きい。シュツットガルトでは営業税が 72%、不動産税が 18%、ドレスデンでは営業税が 65%、不動産税が 21%である。なお、営業税の乗率は、デュッセルドルフが 440%、シュツットガルトが 420%、ドレスデンが 420%となっている。

図表 都市別の税収内訳（2011 年度）

単位：百万ユーロ

	デュッセルドルフ	シュツットガルト	ドレスデン
税収合計	1,181.8	1,129.0	501.3
共同税	340.7	312.0	136.9
所得税	268.1	253.0	107.0
付加価値税	72.6	59.0	29.9
市税	841.1	817.0	364.4
営業税	699.0	587.0	236.9
不動産税A+B	136.1	147.3	76.3
その他	6.0	82.7	51.2
営業税乗率（2013年現在）	440%	420%	420%

資料：年次会計報告、ドイツ商工会議所連合会

<sup>5</sup> 独自課税について、『週刊トラベルジャーナル』2013 年 1 月 28 日号によれば、以下の記述がある。

「ドイツでは税収を増やすために宿泊税を導入しようとする都市が多く、それに対して企業や観光業界から反対の声が強く、各地で行政訴訟が起こされている。現在、20 の都市が宿泊税を実施し、33 の都市では法案が否決され、21 の都市が検討中という問題の多い税である。」

なお、現地インタビュー結果によれば、見本市誘致に力を入れているデュッセルドルフからは、「他都市との競争上、宿泊税は導入できない」との回答があった。

この他、都市によっては電波塔や売春宿等に課税している場合もあるが、これらの独自課税は、いずれも都市税収計に占める割合は微少である。

### 3) 歳出構造

デュッセルドルフでは、社会福祉での歳出が 4.0 億ユーロでもっとも大きく、全体の 16%を占めている。次いで内部管理（全体の 16%）、一般的な財務（同 14%）、青少年・家族（同 13%）での歳出が多くなっている。

図表 都市別歳出内訳（デュッセルドルフ）

単位：百万ユーロ

	2010	2011 (計画)
合計	2,499.4	2,564.4
社会福祉	398.0	418.4
内部管理	397.7	399.8
一般的な財務	340.3	351.2
青少年・家族	320.1	333.9
交通	227.4	215.7
学校	186.6	190.1
文化・化学	146.1	138.0
安全・秩序	133.1	142.3
景観保存	110.3	109.7
自然保護	68.5	70.8
スポーツ振興	59.0	67.2
健康サービス	31.9	32.1
経済・観光	27.3	37.2
都市計画・開発・地理情報	26.9	29.8
建設・住宅	13.5	14.6
環境保護	12.8	13.5

資料：デュッセルドルフ市統計年報（2012年）

シュツットガルトでは、一般的な財務での歳出が 4.4 億ユーロともっとも大きく、經常支出の 20%を占めている。次いで青少年局が 15%、社会福祉事務所が 12%となっている。

図表 都市別歳出内訳（シュツットガルト、2011 年度）

単位：百万ユーロ

經常支出合計	2,162.0
一般的な財務	442.2
青少年局	316.2
社会福祉事務所	256.8
学校管理局	200.9
市会計局	141.3
ジョブセンター	134.3
地下工事局	131.8
文化局	102.8
不動産・居住局	93.0
中央・人事局	51.6
庭園・墓地・森林局	48.1
公共秩序局	47.5
火災管理	47.0
市長局	26.5
スポーツ・運動局	18.2
健康局	15.6
都市開発・刷新局	13.9
環境保護局	13.1
選挙局	12.8
都市測定局	11.9
地上工事局	11.9
法務局	8.7
統計局	4.5
市議会	4.4
計算監査局	3.7
戸籍局	1.5
法務局	1.1
市営プール	0.2

注) 四捨五入のため、端数において合計と一致しない場合がある。

資料：年次会計報告

ドレスデンでは、社会扶助での歳出が 2.8 億ユーロでもっとも大きく、経常支出の 24%を占めている。次いで子供・青少年・家族（全体の 14%）、内政（同 13%）での歳出が多くなっている。

図表 都市別歳出内訳（ドレスデン、2011 年度）

単位：百万ユーロ

経常支出合計		1,131.4
	内政	152.0
	安全・秩序	96.3
	学校機関	75.9
	文化・科学	85.6
	社会扶助	276.4
	子供・青少年・家族	162.0
	健康	13.5
	スポーツ推進	21.9
	都市計画・開発	36.9
	建築・住宅	8.5
	排出・処理	34.8
	交通空間・交通施設・公共交通機関	100.7
	自然・景観保護	17.2
	環境保護	7.8
	産業・観光	12.9
	一般金融経済	29.0

資料：年次会計報告